

農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年6月2日(月) 午前10時00分から11時30分

2.開催場所 役場2階 大会議室

3.出席委員(14人)

会長	1番 野澤 典生
会長職務代理	2番 飯澤 清成
農業委員	3番 青木 博子
	4番 島田 美知恵
	5番 赤羽 道子
	6番 高井 学
	7番 横川 又司
推進委員	中村 良治
	伊藤 信一
	唐澤 秀明
	吉江 森男
	小松 英幸
	有賀 則幸
	有賀 米吉

4.欠席委員 なし

5.議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第3号 農地利用配分計画(案)について

議案第4号、令和6年度最適化活動の点検、評価について
報告事項

6.その他

7.農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8.会議の概要

<丸山事務局長>

はい皆さんおはようございます。定刻より早いですが委員の皆様全員お集まりになりましたので、ただいまから辰野町農業委員会総会を始めてまいりたいと思います。

(開会)

<飯澤職務代理>

皆さんおはようございます。6月に入り周りはすっかり農業をしていることが多くなってきました。今日で3回目だと思いますが、いくつか議案ございますので慎重審議の方をお願いしたいというふうに思います。では今から辰野町農業委員会の総会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

皆さんおはようございます。今飯澤さんの方からもありましたが、田植えもなから終わったような雰囲気でございますが、先ほどちょっと女性の方々がお話しておりましたが、なんか気温がですね、朝寒くてちょっとひんやりしてるなというような感じを受けている毎日でございます。

ちょっと私の方から最近の話題に関する、皆さんに共有しておかなければいけないなと思っておりましたニュースをいくつか見ておまして、一つは5月21日、長野電鉄ですごい嵐が発生して電車に農業用のトラクターの仮置き場が線路に飛ばされて、誠に残念ですが1の方が亡くなり2の方が怪我をされたというような事故がありました。これに関して信濃毎日新聞にも出ておりましたが、簡易的なハウス、パイプを使ったビニールハウス、こういうものをまた作業後簡単な資材を置くための簡単なハウスだということで、農作業用のハウスが飛んでしまったということですが、たまたまそのトラクターを置くところをちょっと簡単に安易に作ったと思いますが、非常に残念な事故。長野県の農政局としてはこれからこれについて考えるということで書いてありました。

私もアスパラをやっていてハウスは14棟持っておりますが、いつも秋の台風の頃とかそういう時はちょっと心配して、一度でかいハウスのビニールだけ飛ばしてしましまして、ビニールはどこへ行っちゃったのかというくらいのことがありました。

私たち農業委員、こういう事故が起きないようにぜひ皆さん見ていただいて、何かあれば私達は何か強制力があるわけではございませんけれども、“いやちょっとあのハウス大丈夫かい”“風強そうなものが来るんで気をつけてね”とか、ちょっと一声かけられるような普段からの雰囲気作りをしといていただければなど、この間の記事を見て思っ

ておりました。

それと同時に数日したら今度またやっぱり同じ須坂のあたりで、果樹の下を運搬車に乗って、低い果樹のところで首を挟まれて亡くなるという事故がありました。私もそうですが、トラクターに乗るときシートベルトつけるというのは一応、教習所では大特とかそういうときはやりますけども、全くする気配が私はありません。そんな面倒くさいって言えばそこまでですが、キャビンがついてるトラクターはそんなことはないと思いますが、実は私も数年前営農組合のキャビンについては、コンバインがうちの圃場のすぐ横で、うまく降りられずに横倒しになって、JA 農機さんに来ていただいてみんなで引き上げたというような事故もあります。キャビンだったからオペレーターはヘルメットをかぶってるわけではないんですけども、ちょっと軽い傷で済むということで、これから本当にそういう農作業に関した、農業に関しては事故が発生する時期でもございます。

ぜひですね、皆さん普段から畑にいらっしゃるから、単に別にこの上着を着てないから何だあの方はっていう方はいらっしゃらないかと思いますが、顔見知りの方であれば農業委員さんだなんて、ちょっとそんなことも気にしていただいってお声がけをいただければなと思っております。

それから6月に入りまして、昨日からですね、今年度から熱中症対策というものの義務化が始まっております。これは私も個人で1人でやってるから特に問題はないですが、人を使われたり、要するに雇われたりすると、熱中症対策に対して注意を払わなければいけないということで三つほど確認要点がありますが、1点は継続的な手および腕の作業。これどういうことかという、要するに大工さんとかそういう人たちが外で連続してる作業ってことだと思います。二つ目はこれ私達ですが、31度以上の環境下で1時間以上働く場合、それから三つ目に1日4時間以上連続して作業する場合に、ということでこれは法令でも盛り込まれています。当然それを経営者や雇用者が違反すると50万円以下の罰金6ヶ月以下の懲役ということで法令昨日からそういうことになっております。

熱中症対策、これから本当に皆さん畑の仕事に熱中されて熱中症になっちゃシャレになりませんので、ぜひですね、飲料を持っていかれてるかとか、本当に暑いときに高齢の方が働いていたら熱中症気をつけてよね、というようなお声がけをですね、ぜひしていただければな。ちょっと農業委員等の仕事の本筋から外れますが、そういうところでの事故もぜひ辰野町、どこの町でもそうですけど防ぎたいなというふうに私考えておりますので、ぜひ皆さんそんなことがありましたら、率先してお声がけいただければなと思います。ちょっと逸れましたがそんなことで農業委員会これからよろしく願います。

(議事録署名委員の指名)

<野澤会長>

はいそれでは今日の議事録署名人は7番の横川さん、3番の青木さんでお願いいたします。よろしくお願いいたします。

<丸山事務局長>

それでは4番の議事に入っていきます。議事の議長につきましては辰野町農業委員会会議規則第6条により会長となっておりますので会長をお願いいたします。

(議事)

<野澤会長>

それでは議事に入っていきたいと思います。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は畑、面積5.09㎡を、

大字横川…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため、管理耕作ができないことから、申請地の隣にお住まいのBさんが譲り受け、自身の畑と一体で管理されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤代理、伊藤推進委員から意見書をいただいております。

<飯澤職務代理>

現地は5月9日に伊藤委員と一緒に2人で行きました。事前に私の方で両方の方にお会いして事情をお聞きし今回の譲渡に至るところで、今ご説明にあった通り相続で受けて、家含めて手放したいというのを検討される中の一つとしてこの畑を誰かに譲りたいというお話の中で、ちょうど隣で耕作しているBさんがではということで引き受けたというところがございます。

面積的にも非常に小さいところですので、見た限りでも問題なし。あと境界線についても確認して問題ないというところだと思って承認をいたしました。よろしくお願ひいたします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。この件につきまして何か質問意見ありましたらお願ひいたします。なければ採決に入りたいと思います。この件について賛成の方挙手をお願ひいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<野澤事務局次長>

1番、地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいのCさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積422㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積172㎡、計2筆 594㎡に、

住宅を新築するための申請であります。

Cさんは箕輪町のアパートにお住まいですが、将来を考え、自身の所有農地に住宅を新築したい計画です。

申請地は特定土地改良事業施工区域内(西部辰野土地改良区内)であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地であります。集落接続により許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは農振農用地でありましたが、令和7年5月1日付けで農振除外の公告が済んでおります。また、西部辰野土地改良区の意見書も添付されておりました。

地域計画策定前の案件のため、地域計画からの除外は行っていないですが、今後見直しの際に反映します。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。私の方からこの件について確認事項を報告いたします。5月18日に小松さん私それから今回の申請者代理人と現地で行いました。現地は2ページの地図を見ていただくとわかる通り、〇〇の事務所および西側に□□さんの住宅が既に建っておりまして、北側はいい畑になってますが、東西にはもう広がりがないと、また南側は大型農道ということでもうこれ以上広がりがないと、仕方ないかなということ考えております。またここは自身の農地ということで4条の申

請になっておりました。

ということで境界についてもはっきりしておりましたし、特に問題はないかと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

ではこの件につきまして何か意見質問あればお願いいたします。なければ採決に入りたいと思います。この件について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<野澤事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのDさんが所有いたします、
大字伊那富…番、地目は畑、面積194㎡および、
大字伊那富…番、地目は畑、面積47㎡および、
大字伊那富…番、地目は畑、面積11㎡、計3筆 252㎡を、
大阪市阿倍野区…番にお住まいのEさんが譲り受け、住宅を新築するための申請であります。

譲受人のEさんは、現在は大阪市にお住まいですが、父親の事業継承のために帰郷するにあたり、将来を考え、このたび祖母のDさんの自宅に隣接する農地を譲り受け、住宅を新築したい計画です。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年5月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、島田委員、横川委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

この件につきましては5月13日火曜日ですね島田委員と私、それから土地家屋調査士の竹村さんという方3人で現地を確認いたしております。Dさんというのはおばあさんでありまして95歳を超えておりますけれども、おばあさんの土地を借りて、Eさんお孫さんにあたりますね、大阪市にお住まいの方がゆくゆく事業継承のために、家を建てるという事です。

場所は国道を挟んで〇〇、皆さんご存じだと思いますけど、国道挟んで反対側のお

宅の屋敷内です。屋敷の中などです。土地につきましては三か所ありますけども、一番奥の方にある…番地っていう所に新しい家を建てるわけでありまして、その他にですね、細長いところから三角形の場所につきましては、Dさんのお宅に入る入口だとか、あるいは新しく建てる家への通り道でありまして、ちょっと非常に狭いということなんで、もうちょっと見直して通路を拡張するという予定のようです。

特にこの件に関しましては、この裏側に田んぼがあるんですけども、こここのところは今度そばを作られたりいろいろしてありますけども、新しく家を建てる上島さんの屋敷内っというようなところでありますので、特に問題はなかろうかと思っておりますので審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして何か質問ご意見は。すみませんちよっとお伺いしていいですか。…番地の南側ってのは何ですか。

<事務局中澤>

そこも農地。そこは分筆して残します。

<野澤会長>

他に質問なければ採決をとりたいと思います。この件について賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)はいありがとうございます。

【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<野澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計5件、5筆の利用権の設定であります。詳細は議案書10ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と4筆、4,363㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を、1筆、979㎡について10年7ヶ月の賃借権を設定するものです。続きまして…(第4号へ)

【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<野澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく10ページをご覧ください。

農事組合法人 F へ2筆、1,365㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を、
株式会社 G へ1筆、1,116㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を、
H 株式会社へ1筆、1,061㎡について10年7ヶ月の賃借権を、
I さんへ1筆、1,341㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と F、G、H、I さんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べるができますので、皆様のご意見を伺いたしたいと思います。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。まず 2 号と 3 号一緒にさせていただきましたが、まず 2 号について中間管理の関係、何かご意見質問あればお願いいたします。なければ、2 号についての採決をお願いいたします。議案第 2 号について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

続きまして 3 号の配分計画について説明の通り四つの担い手さんをお願いしてますが、この件について何か質問意見ありましたらお願いいたします。なければ議案第 3 号の利用配分計画について採決をとりたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第4号、令和6年度最適化活動の点検、評価について】

<野澤事務局次長>

議案書12ページから16ページをご覧ください。

4月の総会におきまして、令和7年度最適化活動の目標の設定等についてご審議いただきました。

昨年4月の総会におきましては、令和6年度最適化活動の目標の設定等についてご審議いただき、今回はその令和6年度の目標に対する点検・評価についてご審議いただきたいと思います。こちらは令和6年度にたてた目標に対し、実績を反映させたものとなっております。

13ページをご覧ください。1.最適化活動の成果目標の(1)農地の集積でございます。目標は令和10年度までに50%となっておりますが、6年度の集積目標面積263ha に対し実績は267ha で、目標に対し101.5%の達成率となっております。

(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、令和6年度の農地パトロールにおいて、遊休農地面積29ha、うち緑区分と呼ばれるトラクター等で耕起すれば農地に戻

せるような比較的低度の遊休農地が18haありました。この緑区分の遊休農地の解消目標面積3haに対し、実績は1.9haと、63.3%の達成となりました。

14ページの中段下(3)新規参入の促進というところですが、新規参入者がいた場合、その方に農地を貸してもいいと同意がとれた面積ということではありますが、15ページの③実績のところ、今年度は対象となる経営体が1となっております。

続いて2.最適化活動の目標です。こちらは毎月皆様からご提出いただく活動記録簿を集計したのとなっております。令和6年度ですので、前委員の皆様の活動実績となっております。1人あたりの活動日数目標は月に10日となっております。日々の農地の見回りや、農業者からの相談等の実績により、期待どおりの結果が得られたとさせていただきます。

このように目標に対する達成状況は、散歩のついでに近所の農地の見回りをしたとか、委員の皆さんの日々の活動が日数としてカウントされ、評価となり、結果、委員報酬への上乗せ報酬となりますので、今後も活動へのご協力をお願いいたします。この結果につきましては、農業委員会の確認を経て、ホームページで公表していくこととなります。

<野澤会長>

ありがとうございます。今の説明について何か質問意見ありましたらお願いいたします。

最後の方で言っていました、これ私達の委員報酬の上乗せ分になりますので、散歩でも、通りがかりの農地荒れているとか、ここは今まで作ってたのに耕作してないよなっていうようなところがあったらちょっと確認をいただいて、事務局と確認を取るなり耕作放棄地になってないのかちょっと確認を取っていただきたいということになります。特に質問よろしいでしょうか。なければこの件について、一応これで令和6年度、私達の前の任期の人たちの活動結果になりますが採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の17ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決によ

り書類を受理いたしました。

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計2件、議案書の17ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

○次回委員会総会開催日

日時:令和7年7月2日(水) 9時00分

場所:役場2階 大会議室

<丸山事務局長>

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは総会の方を一旦閉会とさせていただきますので閉会の言葉は飯澤代理お願いいたします。

(閉会)

<飯澤職務代理>

はい、皆さん慎重審議ありがとうございました。これで総会の方を閉会させていただきます。ありがとうございます。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印